第 1 章 環境基準等

1 公共用水域

〔1〕環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、工場・事業場等からの排出水の許容限度ではなく、環境保全上の目標値として、工場排水、工場立地、土地利用等の規制や、下水道整備等の公共事業等の諸施策を総合的に推進することによって維持・達成すべきものであり、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」とに分けられている。「人の健康の保護に関する環境基準」は、河川、湖沼を問わず、すべての公共用水域に一律に表1-1のとおり適用されているが、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川・湖沼の別に水利用目的の適応性によって類型を設け、表1-2のとおり段階的に定められている。

当該環境基準は、昭和 45 年 4 月 21 日に閣議決定され、昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号で公示された。その後、項目の追加や分析技術の進歩等に伴う基準値の改正、また、JIS 改正に伴う測定方法の改正・用語の整理等がなされた。昭和 57 年 12 月 25 日付け環境庁告示第 140 号の改正では、湖沼に係る窒素・りんの環境基準が設定され、また、平成 5 年 3 月 8 日付け環境庁告示第 16 号で、「人の健康の保護に関する環境基準」に有機塩素系化合物や農薬等の 15 項目が追加され、有機りんが削除されるとともに鉛とひ素の基準が厳しくなった。平成 11 年 2 月 22 日付け環境庁告示第 14 号では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素が追加された。さらに、平成 15 年 11 月 5 日付け環境省告示第 123 号では、「生活環境の保全に関する環境基準」として、新たに公共用水域における水生生物及びその生息又は生育環境を保全する観点から亜鉛の環境基準値が設定された。また、平成 21 年 11 月 30 日付け環境省告示第 78 号では、「人の健康の保護に関する環境基準」として、1,4-ジオキサンが追加され、1,1-ジクロロエチレンについては基準値が変更された。

[2] その他の基準

① 要監視項目

環境基準の他に、公共用水域等における検出状況からみて、現時点では直ちに 環境基準項目とせず、知見の集積に努め推移を把握していく項目について、「要 監視項目」と位置づけ、指針値が定められている。(表1-3)

② 公共用水域等における農薬の水質評価指針

空中散布農薬等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目となっていないもののうちから、その使用量や公共用水域での検出状況等を勘案して選定され、公共用水域等で検出された場合に水質の安全性に係る評価の目安として、指針値が定められている。(表1-4)

表1-1 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号、改正:平成21年11月30日)

項目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l以下
ひ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
РСВ	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 mg/l 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/0 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/0以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l 以下
チウラム	0.006mg/0以下
シマジン	0.003mg/0以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/0以下
ふっ素	0.8 mg/l 以下
ほう素	1 mg/0 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値と する。ただし、全シアン に係る基準値については 最高値とする。
- 2 「検出されないこと」 とは、20ページの測定方 法の欄に掲げる方法によ り測定した場合において 、その結果が当該方法の 定量限界を下回ることを いう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、20ページの測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表1-2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川(湖沼を除く。)

-
- 1
/

項目		基準値					
	利用目的	水素イオン	生物化学的	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	該当
	の適応性	濃 度	酸素要求量				水域
類型		(pH)	(BOD)	(SS)	(DO)		
AA	水 道 1 級	6.5以上	$1~{ m mg}/{ m Q}$	$25 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5 mg/ Q	50MPN/	
	自然環境保全及び	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	
	A以下の欄に掲げるもの						水域
Α	水 道 2 級	6.5以上	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$25 \mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$7.5 \text{mg/} \varrho$	1,000MPN/	類型
	水 産 1 級	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	ごと
	水浴及び						に指
	B以下の欄に掲げるもの						定す
В	水 道 3 級	6.5以上	$3\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$25 \text{mg}/\varrho$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	5,000MPN/	る水
	水産2級及び	8.5以下	以下	以下	以上	100ml以下	域
	C以下の欄に掲げるもの			,			
С	水産3級	6.5以上	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$50 \text{mg}/\varrho$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	工業用水1級及び	8.5以下	以下	以下	以上		
	D以下の欄に掲げるもの						
D	工業用水2級	6.0以上	$8\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$100 \mathrm{mg}/\varrho$	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	農業用水及び	8.5以下	以下	以下	以上		
	Eの欄に掲げるもの						
Е	工業用水3級	6.0以上	$10 \text{mg}/\varrho$	ごみ等の浮遊	$2\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_	
	環 境 保 全	8.5以下	以下	が認められな	以上		
				いこと。			
	測定方法	規格12.1	規格21	付表 8	規格32	最確数によ る定量法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/Q以上とする(湖沼もこれに準ずる。)。
- 3 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)。 試料10mℓ、1mℓ、0.1mℓ、0.01mℓ・・・・・のように連続した4段階(試料量が0.1mℓ以下の場合は 1mℓに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス 発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mℓ中の 最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多 数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性と なるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時 間以内に試験する。
- (注)1 表中、規格とは、JISK0102をいう。
 - 2 表中、付表8とは、昭和46年環境省告示第59号付表8をいう。
 - 3 (1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 - (2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水 道 2 級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水 道 3 級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - (3)水 産 1 級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の

水産生物用

水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

(4) 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

(5)環 境 保 全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

項目 基準 値 水生生物の生息状況の適応性 該当 類型 亜 水域 水域 イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 類型 0.03mg/Q以下 生物A 及びこれらの餌生物が生息する水域 ごと指 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生 定す 物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として 生物特A 0.03mg/Q以下 る水 特に保全が必要な水域 域 コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ 生物B 0.03mg/Q以下 れらの餌生物が生息する水域 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲 げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生 生物特B 0.03mg/Q以下 育場として特に保全が必要な水域 規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲 げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の 測定方法 1(1)による。)

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(2) 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万m³以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

<u> </u>							該当	
項目	利用目的		基準値					
	の適応性	水素イオン	化学的酸素要	浮遊物質量	溶存酸素量	大腸菌群数	水域	
類型		濃度(pH)	求量(COD)	(SS)	(DO)			
ΑA	水道 1 級	6.5以上	$1~{\rm mg}/{\it \ell}$	$1\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	7.5mg/ℓ	50MPN/	水域	
	水 産 1 級	8.5以下	以下	以下	以上	100m0以下	類型	
	自然環境保全及び						ごと	
	A以下の欄に掲げるもの						に指	
Α	水道2、3級	6.5以上	$3\mathrm{mg}/\varrho$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$7.5 \text{mg}/\varrho$	1,000MPN/	定す	
	水 産 2 級	8.5以下	以下	以下	以上	100mℓ以下	る水	
	水浴及び						域	
	B以下の欄に掲げるもの							
В	水 産 3 級	6.5以上	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$1.5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	$5\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	_		
	工業用水1級	8.5以下	以下	以下	以上			
	農業用水及び							
	Cの欄に掲げるもの							
С	工業用水2級	6.0以上	$8\mathrm{mg}/\mathrm{\ell}$	ごみ等の浮遊	$2\mathrm{mg}/\varrho$	_		
	環 境 保 全	8.5以下	以下	が認められな	以上			
				いこと。				
	測定方法	規格12.1	規格17	付表8	規格32	最確数による定量法		

備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用し ない

(注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行う

(3)水 産 1 級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生

物用

水 産 2 級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水 産 3 級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

(4) 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの (5)環 境 保 全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

利用目的の適応性 基準値 該当 全窒素 全 燐 水域 自然環境保全及びII以下の欄に 0.005mg/Q以下 水域 Ι 0.1mg/Q以下 掲げるもの 類型 ごと に指 0.01mg/Q以下 水道 1・2・3級(特殊なものを除く。) 0.2mg/0以下 II定す 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの る水 III 水道3級(特殊なもの) 0.4mg/Q以下 0.03mg/Q以下 域 及びIV以下の欄に掲げるもの ΙV 水産2種及びVの欄に掲げるもの 0.6mg/Q以下 0.05mg/Q以下 水産3種・工業用水 0.1mg/Q以下 1 mg/0以下 農業用水・環境保全 測定方法 規格45.2, 45.3又は45.4 規格46.3

備考 1 基準値は年間平均値とする。

- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。
- (注)(1)自然環境保全:自然探勝等の環境保全

(2)水 道 1 級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水 道 2 級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水 道 3 級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものを

(3)水 産 1 種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水 産 2 種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水 産 3 種 : コイ、フナ等の水産生物用

(4)環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ゥ

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全 亜 鉛	該当水域
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物 及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/Q以下	水域 類型 と
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/Q以下	に指 定る水 域
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこ れらの餌生物が生息する水域	0.03mg/0以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/0以下	
測定方法	規格53		

表 1 - 3 要監視項目

ア (平成5年3月8日 環水管第21号 水質保全局長通知、改正 平成21年11月30日)

項目	指 針 値	項目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/Q以下	イプロベンホス	0.008 mg/Q以下
トランスー1, 2ーシ゛クロロエチレン	0.04 mg/l以下	クロルニトロフェン	- (注1)
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/Q以下	トルエン	0.6 mg/Q以下
pーシ゛クロロヘ゛ンセ゛ン	0.2 mg/Q以下	キシレン	0.4 mg/Q以下
イソキサチオン	0.008 mg/Q以下	フタル 酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/Q以下
ダイアジノン	0.005 mg/Q以下	ニッケル	_
フェニトロチオン	0.003 mg/Q以下	モリブデン	0.07 mg/Q以下
イソプロチオラン	0.04 mg/Q以下	アンチモン	0.02 mg/Q以下
オキシン銅	0.04 mg/Q以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/Q以下
クロロタロニル	0.05 mg/Q以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/Q以下
プロピザミド	0.008 mg/Q以下	全マンガン	0.2 mg/Q以下
EPN	0.006 mg/Q以下	ウラン	0.002 mg/Q以下
ジクロルボス	0.008 mg/Q以下	(以上26物質)	
フェノブカルブ	0.03 mg/Q以下		

⁽注1) クロルニトロフェンの指針値は設定せず、当分の間は検出されないこと(<0.0001mg/Q)とする。

イ(平成15年11月5日 環水企発第031105001号、環水管発第031105001号 環境省環境管理局水環境部長通知)

項目	水域	類型	指 針 値	
		生物A	0.7 mg/l以下	
クロロホルム	河川及び湖沼	生物特A	0.006 mg/l以下	
	門川及り前	生物B	3 mg/l以下	
		生物特B	3 mg/Q以下	
		生物A	0.05 mg/l以下	
フェノール	河川及び湖沼	河川及水湖辺	生物特A	0.01 mg/Q以下
		生物B	0.08 mg/l以下	
		生物特B	0.01 mg/Q以下	
ホルムアルデヒド		生物A	1 mg/Q以下	
	河川及び湖沼	生物特A	1 mg/Q以下	
	1737年及り197日	生物B	1 mg/Q以下	
		生物特B	1 mg/Q以下	

表1-4 公共用水域等における農薬の水質評価指針

(平成6年4月15日 環水管第86号 水質保全局長通知)

農薬名	種 類		価指針値	農薬名	種 類	評	価指針値
イプ。ロシ゛オン	殺菌剤	0.3	mg/Q以下	フ゛タミホス	除草剤	0.004	mg/Q以下
イミタ゛クロフ゜リト゛	殺虫剤	0.2	mg/Q以下	ブプロフェジン		0.01	mg/Q以下
エトフェンフ゜ロックス	殺虫剤	0.08	mg/Q以下	プ゜レチラクロール	除草剤	0.04	mg/Q以下
エスフ。ロカルフ、	除草剤	0.01	mg/Q以下	プロベナゾール	殺菌剤	0.05	mg/Q以下
エテ゛ィフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006	mg/Q以下	ブロモブチド	除草剤	0.04	mg/Q以下
カルハ゛リル (NAC)	殺虫剤	0.05	mg/Q以下	フルトラニル	殺菌剤	0.2	mg/Q以下
クロルヒ゜リホス	殺虫剤	0.03	mg/Q以下	ペンシクロン	殺菌剤	0.04	mg/Q以下
シ゛クロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006	mg/Q以下	ベンスリド(SAP)	除草剤	0.1	mg/Q以下
シメトリン	除草剤		mg/Q以下	ペンディメタリン	除草剤	0.1	mg/Q以下
トルクロホスメチル	殺菌剤		mg/Q以下	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.01	mg/Q以下
トリクロルホン	殺虫剤		mg/Q以下	メフェナセット	除草剤	0.009	mg/Q以下
トリシクラソ゛ール	殺菌剤	0. 1		メフ゜ロニル	殺菌剤	0.1	mg/Q以下
ヒ。リタ、フェンチオン	殺虫剤		mg/Q以下	モリネート	除草剤	0.005	mg/Q以下
フサライト゛	殺菌剤	0. 1	mg/Q以下	(以上27農薬)			

2 地下水

地下水の環境基準は、平成9年3月13日付け環境庁告示第10号により示され、地下水の水質汚濁に係るものについて、人の健康を保護する上で維持することが望ましい 基準として設定された。(改正:平成21年11月30日)

表1-5 地下水水質の環境基準 (平成9年3月13日 環境庁告示第10号、改正:平成21年11月30日)

(平成9年3月13日 環境庁告示第10号、改正:平成2 ■	
項 目	基準値
カドミウム	0.01mg/l 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/l 以下
六価クロム	0.05mg/l以下
ひ素	0.01mg/l 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/l 以下
四塩化炭素	0.002mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/0以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/0 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 mg/0 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/l 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
チウラム	0.006mg/l 以下
シマジン	0.003mg/ℓ以下
チオベンカルブ	0.02mg/l 以下
ベンゼン	0.01mg/l 以下
セレン	0.01mg/l 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 0 mg/l 以下
ふっ素	0.8 mg/0以下
ほう素	1 mg/ℓ 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l 以下